

健康診断の事後措置について

2026年1月
(通常版)



独立行政法人労働者健康安全機構
山梨産業保健総合支援センター

はじめに

労働安全衛生法に基づく健康診断については、健診実施後の事後措置が重要とされています。しかし、健診各項目の数値について、統一された判断基準がなく、判定に苦慮されている産業医の先生方の声も聞くところです。そこで、今般、就業制限の判定基準などについて、既存の資料をもとに解説した資料を作成しました。必要に応じ、判定時の参考としていただければ幸いです。

令和8年1月

山梨産業保健総合支援センター所長 高橋 英尚

健康診断 関連する法律・指針

- 労働安全衛生法 第66条
- 労働安全衛生規則 第1編 第6章 第1節の2 第43条～

• 健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置 指針

(平成8年10月1日 健康診断結果措置指針公示第1号(H29.4.14最終改正))



[健診指針\(厚労省HP\)](#)

健康診断 (参考) 診断区分・就業区分

！現時点における公的な指針はない！（2026年1月）
各学会等の診断・治療ガイドラインや研究・調査結果を参考に…

(診断区分)

- 人間ドック・予防医療学会 2025年度判定区分表

(就業区分・就業制限)

- 産業医科大学 医師のための就業判定支援NAVI より
 - 産業医による就業上の意見に関する実態調査およびコンセンサス調査
 - 健診判定マニュアル

[日本人間ドック・予防医療学会HP](#)
[基本検査項目/判定区分](#)
[2025年度判定区分表\(同上\)](#)

医師のための就業判定支援NAVI

[医師のための就業判定支援NAVI](#)
(産業医科大学ポータルサイト)

[健診結果に関する就業制限のコンセンサス\(同左\)](#)

[健診判定マニュアル\(同左\)](#)

健康診断 労働安全衛生法 第66条

- 事業者は医師による健康診断を行わなければならない。
- 労働者は健康診断を受けなければならない。

（健康診断の結果についての医師等からの意見聴取） 第66条の4

事業者は、健康診断の結果に基づき、労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を聴かなければならない。

（健康診断実施後の措置） 第66条の5

事業者は、医師の意見を勘案し必要があるときは労働者の実情を考慮して…
就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の減少等の措置
…その他の適切な措置を講じなければならない。

医師→医師または歯科医師

(定期健康診断) 第44条

事業者は、常時使用する労働者に対し、一年以内ごとに一回、定期的に、※次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

(健康診断の結果についての医師等からの意見聴取) 第51条の2
医師からの意見聴取は、健康診断が行われた日から3か月以内に行うこと。意見を健康診断個人票に記載すること。

事業者は、医師から、意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

※①既往歴及び業務歴の調査 ②自覚症状及び他覚症状の有無 ③身長、体重、腹囲、視力及び聴力④胸部エックス線（及び喀痰検査）⑤血圧 ⑥貧血検査 ⑦肝機能検査 ⑧血中脂質検査 ⑨血糖検査 ⑩尿検査 ⑪心電図

医師→医師または歯科医師

健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置 指針

(趣旨)

- 産業構造の変化、働き方の多様化を背景とした労働時間の長短二極化、高齢化の進展等労働者を取り巻く環境は大きく変化している。
- 労働者が業務上の事由によって脳・心臓疾患を発症し突然死等の重大な事態に至る「過労死」等の事案が多発し、社会的にも大きな問題となっている。
- 労働者が職業生活の全期間を通して健康で働くことができるようにするためには、事業者が労働者の健康状態を的確に把握し、その結果に基づき、医学的知見を踏まえて、労働者の健康管理を適切に講ずることが不可欠である。

→上記をふまえた「就業上の措置」を行う

健康診断の結果等の個々の労働者の健康に関する個人情報については、特にその適正な取扱いの確保を図る必要がある。(個人情報の保護に関する法律)



[健診指針\(厚労省HP\)](#)

健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置 指針

(意見の内容)

事業者は、就業上の措置に関し、その必要性の有無、講ずべき措置の内容等に係る意見を医師等から聴く必要がある。

就業区分及びその内容についての意見 (例)

就業区分		就業上の措置の内容
区分	内容	
通常勤務	通常の勤務でよいもの	
就業制限	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務による負荷を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる。
要休業	勤務を休む必要のあるもの	療養のため、休暇、休職等により一定期間勤務させない措置を講じる。



健診指針(厚労省HP)

健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置 指針

(就業上の措置の決定)

労働者からの意見の聴取等

事業者は、医師等の意見に基づいて、就業区分に応じた就業上の措置を決定する場合には、あらかじめ当該労働者の意見を聴き、十分な話し合いを通じてその労働者の了解が得られるよう努めることが適当である。なお、産業医の選任義務のある事業場においては、必要に応じて、産業医の同席の下に労働者の意見を聴くことが適当である。

(就業上の措置の実施に当たっての留意事項)

- ・医師と産業保健スタッフの連携
- ・事業場の健康管理部門、人事労務管理部門との連携
- ・特に、勤務する職場の管理監督者と連携し、理解を得ることが不可欠。

事業者は、プライバシーに配慮しつつ、当該管理監督者に対し、就業上の措置の目的、内容等について理解が得られるよう必要な説明を行うことが適当。

なお、就業上の措置を講じた後、健康状態の改善が見られた場合には、医師等の意見を聴いた上で、通常の勤務に戻す等適切な措置を講ずる必要がある。



[健診指針\(厚労省HP\)](#)

健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置 指針

(保健指導)

事業者は、労働者の自主的な健康管理を促進するため、必要があると認める労働者に対して、医師（または保健師）による保健指導を受けさせるよう努めなければならない。

保健指導として必要に応じ日常生活面での指導、健康管理に関する情報の提供、健康診断に基づく再検査又は精密検査、治療のための受診の勧奨等を行う。

産業医の選任義務のある事業場においては、個々の労働者ごとの健康状態や作業内容、作業環境等についてより詳細に把握し得る立場にある産業医が中心となり実施されることが適当である。



[健診指針\(厚労省HP\)](#)

健康診断と事後措置の流れ

1. 一般健康診断の**実施**（法第66条）

→「診断区分」の判定

2. 健康診断結果の労働者への**通知**（法第66条の6）

（所見がある場合）

3. 必要な場合の※**保健指導等の実施**（法第66条の7）

4. 健康診断結果についての医師からの**意見聴取**（法第66条の4）

→「就業区分」の判定、「医師の意見」

5. **就業上の措置**の決定等（法第66条の5）

6. 健康診断結果の**記録**（法第66条の3）

※保健指導として…

- ・日常生活面での指導、健康管理に関する情報の提供
- ・再検査又は精密検査、治療のための受診の勧奨等

診断区分 例)

日本人間ドック学会・予防医療学会
(判定区分 2025年度)

A判定：異常なし

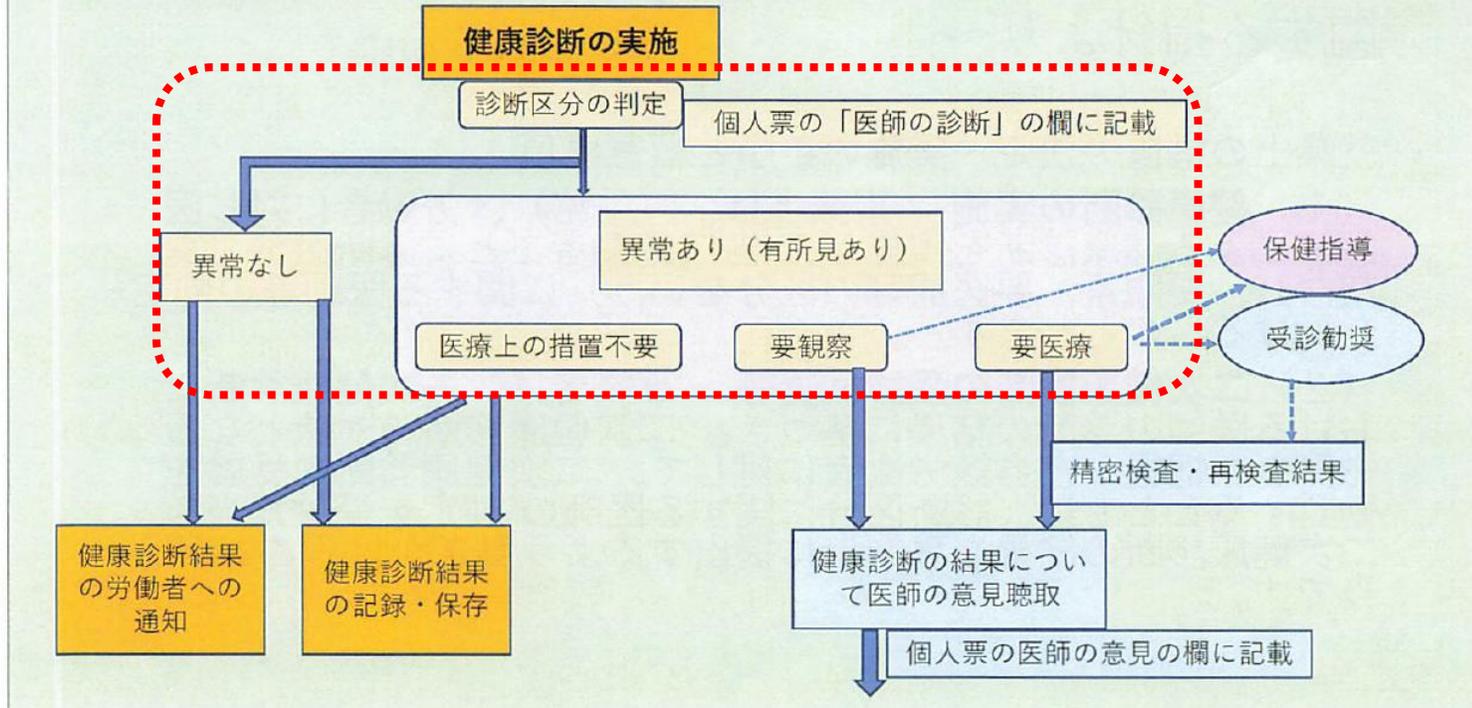
B判定：軽度異常

C判定：要再検査・生活指導

D判定：要精密検査・治療

E判定：治療中

健康診断実施後の流れ (1)



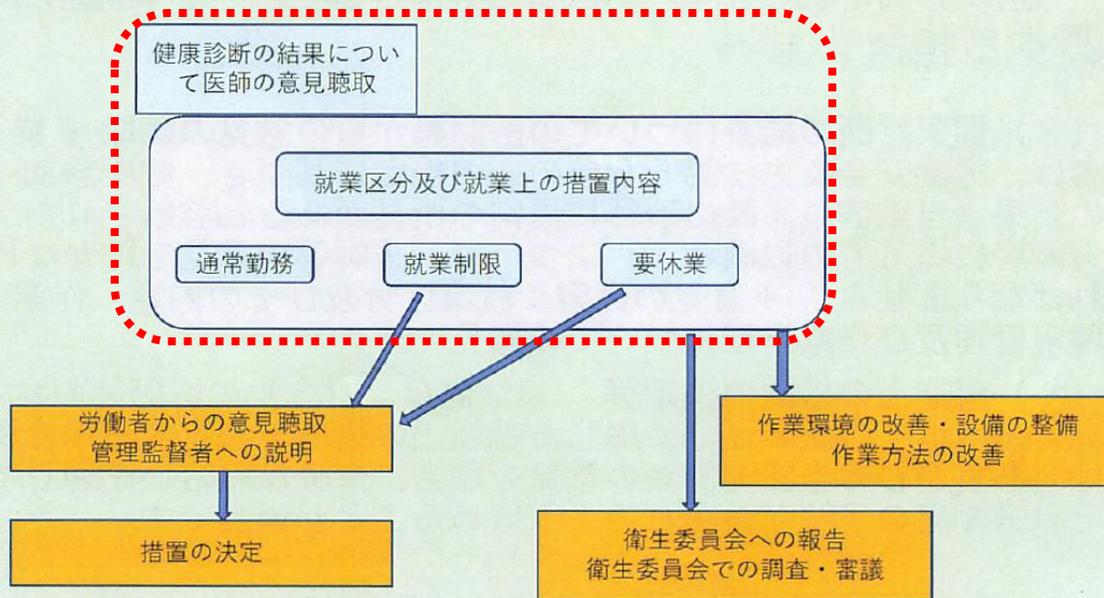
[日本人間ドック・予防医療学会HP
基本検査項目/判定区分](#)

[2025年度判定区分表\(同上\)](#)

就業区分 例)

- 「所見がある場合」には、生活面の保健指導、再検査や精査の指示、治療のための受診勧奨等を行う。
その結果をもとに「就業区分」を判定する。
- 治療中の場合は、治療状況を確認したうえで「就業区分」を判定する。

健康診断実施後の流れ (2)



就業区分		就業上の措置の内容
区分	内容	
通常勤務	通常の勤務でよいもの	
就業制限	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務による負荷を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる。
要休業	勤務を休む必要のあるもの	療養のため、休暇、休職等により一定期間勤務させない措置を講じる。

就業制限を考慮する基準（参考）

コンセンサスを得られた項目

収縮期血圧	180 mmHg
拡張期血圧	110 mmHg
空腹時血糖	200 mg/dL
随時血糖	300 mg/dL
HbA1c	10%
Hb	8 g/dL
ALT	200 mg/dl
クレアチニン	2.0 mg/dl

厚生労働科学研究費補助金(労働安全衛生総合研究事業)
分担研究報告書

健康診断の有所見者に対して、健康管理を行う事を目的とした、
産業医による就業上の意見に関する実態調査、およびコンセンサス調査

★ショートサマリー：

【背景および目的】

本研究は、「生活習慣の改善や治療導入を促し、時間外労働等の改善を求める」ことの目的とした就業上の意見を述べる際の参考資料を作ることを目的に行われた。

【方法】

機縁法で参加に同意した 85 人に対して調査票によるデルファイ法 (3 回実施) を用いた調査を行った。

【結果】

コンセンサスを得られた項目は、

収縮期血圧	180 mmHg	(72.0%)
拡張期血圧	110 mmHg	(85.9%)
空腹時血糖	200 mg/dL	(69.1%)
随時血糖	300 mg/dL	(76.9%)
HbA1c	10%	(62.3%)
Hb	8 g/dL	(62.3%)
ALT	200 mg/dl	(61.7%)
クレアチニン	2.0 mg/dl	(67.2%)

であった (★資料 1.)。

【考察】

実際の事後措置の場面では、今回の結果を参考とし、労働者や職場の状況を勘案したうえで、必要があると認められる際には就業上の措置を必要とする意見を述べる姿勢が求められる。

参考文献

- 1) 藤野善久, 高橋直樹, 横川智子, 茅嶋康太郎, 立石清一郎, 安部治彦, 大久保靖司, 森 見爾: 産業医が実施する就業措置の文脈に関する質的調査, 産業衛生学雑誌 2012 54(6) :267-275, 2012

[健診結果に関する就業制限のコンセンサス\(産業医科大学ポータルサイト 医師のための就業判定支援NAVI\)](#)

就業制限の基準について

(参考) 医師のための就業判定支援NAVI (産業医科大学ポータルサイト)

- 現在基準となるようなガイドラインはなく、参考例である
- 過度な就業制限は、労働者に不利益をもたらす可能性もあり、労働者本人と話し合った上で、医師の意見を述べることが原則。
- 就業制限を継続または変更する場合には新たに面談を行う必要がある (通常は2、3か月が目安)



[医師のための就業判定支援NAVI](#)
(産業医科大学ポータルサイト)

就業制限の主な類型化

類型 1 : 就業が疾病に影響を与える恐れがある場合の就業配慮

…重度の高血圧がある者に深夜業を禁止する

類型 2 : 現在の健康状態で就業すると事故や災害につながるおそれがある場合の就業配慮

…てんかんがある者の運転作業禁止

糖尿病コントロール不良者の暑熱作業禁止

類型 3 : 就業配慮により受診行動を促し、労働者の自己管理意識の啓発が必要な場合の就業配慮

…高血圧未治療者に時間外禁止として治療を促す

就業制限を考慮する基準（参考）

高血圧治療ガイドライン2019より

医師のための就業判定支援NAVI
 (産業医科大学ポータルサイト)

▶ 健診判定マニュアル

健診判定マニュアル(同左)

表2-5 成人における血圧値の分類

分類	診察室血圧(mmHg)			家庭血圧(mmHg)		
	収縮期血圧	かつ	拡張期血圧	収縮期血圧	かつ	拡張期血圧
正常血圧	<120	かつ	<80	<115	かつ	<75
正常高値血圧	120-129	かつ	<80	115-124	かつ	<75
高値血圧	130-139	かつ/または	80-89	125-134	かつ/または	75-84
I度高血圧	140-159	かつ/または	90-99	135-144	かつ/または	85-89
II度高血圧	160-179	かつ/または	100-109	145-159	かつ/または	90-99
III度高血圧	≥180	かつ/または	≥110	≥160	かつ/または	≥100
(孤立性)収縮期高血圧	≥140	かつ	<90	≥135	かつ	<85

未受診のIII度高血圧は就業制限を検討。
 治療中でも、治療状況や就業状況の確認を要する。

- 心疾患発症のリスクもあるので、運転業務、高所作業等による危険性が生じる場合には就業制限の対象になる（類型2）
- 脳・心疾患は過重労働による労災対象疾患であるので、時間外労働時間を制限する（類型1）
- 受診を促すために就業制限を検討する（類型3）



第2章 血圧測定と臨床評価
 2. 高血圧の診断

高血圧治療ガイドライン
 2019(日本高血圧学会)

就業制限を考慮する基準（参考）

糖尿病診療ガイドライン2024 より

目 標	コントロール目標値 <small>注4)</small>		
	血糖正常化を 目指す際の目標 <small>注1)</small>	合併症予防 のための目標 <small>注2)</small>	治療強化が 困難な際の目標 <small>注3)</small>
HbA1c (%)	6.0未満	7.0未満	8.0未満

- 高血糖や低血糖による意識レベルの低下がリスクとなる運転業務、高所作業等、危険業務があれば就業制限の対象になる（類型 2）
- 過重労働による不規則な生活リズムは疾病の悪化要因と考えられるので、夜勤の禁止や時間外労働時間を制限する（類型 1）
- 未受診の場合には、通院管理できるまで就業制限を検討する（類型 3）



医師のための就業判定支援NAVI
(産業医科大学ポータルサイト)

健診判定マニュアル

健診判定マニュアル(同左)

未受診で**HbA1c 8.0%以上**は、
就業制限を検討。(FBS160以上)

治療中でも、治療状況および就業状況の確認が必要。



2章 糖尿病治療の目標と指針
Q2-3血糖のコントロール目標
はどう設定すべきか？

2章 糖尿病治療の目標と指針

糖尿病診療ガイドライン2024
(日本糖尿病学会HP)

就業制限を考慮するその他項目

※①既往歴及び業務歴の調査 ②自覚症状及び他覚症状の有無 ③身長、体重、腹囲、視力及び聴力④胸部エックス線（及び喀痰検査）⑤血圧 ⑥貧血検査 ⑦肝機能検査
⑧血中脂質検査 ⑨血糖検査 ⑩尿検査 ⑪心電図

心電図：虚血性心疾患、不整脈など

- 失神や心臓突然死のリスクもあるので、運転業務等、業務に危険性が生じる場合就業制限を検討する（類型2）
- 脳・心疾患は過重労働による労災対象疾患であるので、時間外労働時間を制限する（類型1）
- 受診を促すために就業制限を検討する（類型3）



[医師のための就業判定支援NAVI](#)
(産業医科大学ポータルサイト)



[健診判定マニュアル\(同左\)](#)

就業制限を考慮するその他項目

※①既往歴及び業務歴の調査 ②自覚症状及び他覚症状の有無 ③身長、体重、腹囲、視力及び聴力④胸部エックス線（及び喀痰検査）⑤血圧 ⑥貧血検査 ⑦**肝機能検査**
⑧血中脂質検査 ⑨血糖検査 ⑩尿検査 ⑪心電図

肝機能検査

人間ドック学会による要精査・治療基準：AST/ALT 51/51以上 γ GTP101

就業制限を検討するのは？ **ALT 200以上**

（産業医科大学ポータルサイト「医師のための就業判定支援NAVI」就業制限を考慮する基準（参考）より）

※日本肝臓学会では「奈良宣言2023」で、健康診断等でALTが30U/Lを超える場合、かかりつけ医を受診することを促しています。慢性肝臓病の早期発見、早期対応による将来の肝硬変・肝癌予防を目指しています。

慢性活動性肝炎や肝硬変では、安静・食生活の改善が大切であるので深夜業や交替勤務、長時間残業を避ける就業制限を検討することもある（類型1）

肝障害を起こす恐れのある化学物質を取り扱う作業者には事前に注意を喚起する

就業制限を考慮するその他項目

※①既往歴及び業務歴の調査 ②自覚症状及び他覚症状の有無 ③身長、体重、腹囲、視力及び聴力④胸部エックス線（及び喀痰検査）⑤血圧 ⑥貧血検査 ⑦肝機能検査
⑧**血中脂質検査** ⑨血糖検査 ⑩尿検査 ⑪心電図

血中脂質検査

人間ドック学会による要精査・治療基準：LDL180以上 TG500以上

通常は、脂質異常症のみでの就業制限は不要

• 就業制限 **LDL-C 250以上**

（日本動脈硬化学会HP ガイドライン；成人家族性高コレステロール血症 診断基準から参照、家族性高コレステロール血症で未治療の場合、早発性冠動脈疾患のリスクが非常に高いため）

心臓突然死等のリスクがあるので、運転業務、業務に危険性が生じる場合には就業を制限する（類型2）

心疾患は果樹労働による労災対象であるので、時間外労働を制限する（類型1）

受診を促すために就業制限を検討する（類型3）

• TG高値（ $\geq 500\text{mg/dl}$ ）は、膵炎リスクが高まるので注意が必要

～労働者が安心して働けるために～
医師のための就業判定支援NAVI

医師のための就業判定支援NAVI
（産業医科大学ポータルサイト）

▶ 健診判定マニュアル

健診判定マニュアル(同左)

就業制限を考慮するその他項目

①既往歴及び業務歴の調査 ②自覚症状及び他覚症状の有無 ③身長、体重、腹囲、視力及び聴力④胸部エックス線（及び喀痰検査）⑤血圧 ⑥貧血検査
⑦肝機能検査 ⑧血中脂質検査 ⑨血糖検査 ⑩尿検査 ⑪心電図

その他の項目に関しても、就業状況や治療状況から類型 1 ～ 3 にあてはめて、必要があれば就業制限を考慮する

…急な視力・聴力低下、胸部エックス線（感染性所見など）

極端な貧血、尿検査→腎機能障害 など

～労働者が安心して働けるために～

医師のための就業判定支援NAVI

医師のための就業判定支援NAVI
(産業医科大学ポータルサイト)

▶ 健診判定マニュアル

[健診判定マニュアル\(同左\)](#)

おわりに

労働安全衛生法に基づく健康診断の趣意は、現在就労している作業の継続可能性について医学的見地より医師（あるいは歯科医師）が事業所に対して意見を述べるものであり、労働者の健康保持増進とともに、健康かつ安全に業務を遂行するための法的措置です。

就業制限の判断の際は、労働安全衛生法に基づく健康診断結果個人票の記載事項である、性別・年齢・作業内容・作業従事歴(ばく露歴)を把握した上で、本資料も参考にご判断いただければ幸いです。

本資料を取りまとめるにあたり、当センター産業保健相談員である 岡本まさ子先生に協力をしていただきました。この場を借りてお礼を申し上げます。

独立行政法人労働者健康安全機構
山梨産業保健総合支援センター

所長 高 橋 英 尚